

第7章 検査（中間、完了）・定期報告

7 - 1 検査（中間、完了）・定期報告

許可を受けた工事の工事着手後の工事の進捗や安全性等の確認のため、特定の工事工程実施後や、着手後一定期間の経過後に、次に記載する中間検査及び完了検査の受検や定期報告書の提出が必要となります。

なお、各検査の受検や報告に当たっては「7 - 6 検査・定期報告時の留意事項」の確認・遵守をお願いします。

7 - 2 - 1 中間検査 [法第18条、37条]

下表に記載する規模の工事において、許可を受けた者は、盛土前又は切土後の地盤面に排水施設を設置する工事を行った段階（特定工程）で中間検査申請を行い、当該工程に関する中間検査を受ける必要があります。

中間検査は、盛土及び切土の安定性に関わる重要な検査として、施工後では確認することのできない箇所について行うものであり、中間検査合格証の交付を受けた後でなければ、当該検査後の工程に係る工事（当該排水施設の周囲を砕石その他の資材で埋める工事）は、できません。

また、中間検査の結果により是正対策が必要と判断される場合は、是正後に改めて再検査を実施し、検査完了後に次の施工工程に進むこととなります。

【中間検査を要する工事の対象規模等】 [政令第23条、24条、32条]

行 為	中間検査を要する規模	対象工程	申請時期
宅地造成又は特定盛土等	盛土で高さ 2m 超の崖を生ずるもの 切土で高さ 5m 超の崖を生ずるもの 盛土と切土を同時に行って、高さ 5m 超の崖を生ずるときの当該盛土及び切土（ 、 を除く） 盛土で高さ 5m 超（ 、 を除く） 盛土又は切土の面積 3,000m ² 超（ ~ を除く）	盛土前又は切土後の地盤面に排水施設を設置する工事の工程	排水施設設置工事完了から 4 日以内（注） 〔省令第 45 条、75 条〕

注：期限が休日にあたる場合には、その翌日に繰り延べます。（地方自治法 4 条の 2 4 項）

【中間検査に係る提出書類】 [省令第46条、76条]

NO.	書類の名称	様 式	内 容	備 考
1	宅地造成又は特定盛土等に関する工事の中間検査申請書	省令第十三		
2	平面図		・検査対象工程に係る工事の内容を明示したもの (開発許可によるみなし許可分については、排水施設の内容も明示したもの)	
3	検査対象の写真		・特定工程となる排水施設の施工の全景写真	

7 - 2 - 2 中間検査手数料 [長崎県建築関係手数料条例]

許可を受けた工事で、上記の特定工程における中間検査申請に係る手数料を定めています。工事区分、盛土又は切土をする土地の面積別に「5 - 6 許可申請等手数料」を確認ください。

7 - 3 定期報告書 [法第19条、38条]

下表に記載する規模の工事において、法第12条1項又は第30条1項の許可を受けた者は、当該工事が完了するまでの間、**工事の着手後3ヵ月ごと**に、その工事の実施状況等について、長崎県知事あてに定期報告を行う必要があります。〔省令第48条、49条〕

定期報告の結果により、対策が必要と判断される場合は、必要な対策を講じなければなりません。

【定期報告を要する工事の対象規模等】 [政令第25条、33条]

行 為	定期報告を要する規模	報告事項	報告時期
宅地造成又は特定盛土等	盛土で高さ2m超の崖を生ずるもの 切土で高さ5m超の崖を生ずるもの 盛土と切土を同時に行って、高さ5m超の崖を生ずるときの当該盛土及び切土(、を除外) 盛土で高さ5m超(、を除外) 盛土又は切土の面積3,000m ² 超(～を除外) 【中間検査を要する規模と同じ】	報告時点における以下の施工状況 ・盛土又は切土(高さ・面積・土量) ・擁壁 ・崖面崩壊防止施設() ・排水施設 ・地滑り抑止ぐい ・グラウンドアンカーその他の土塁 〔法第13条、政令第6条、省令第50条、80条〕	3ヵ月ごとにその末日から7日以内 〔省令第49条、79条〕
土石の堆積	堆積の高さ5m超かつ面積1,500m ² 超 堆積の面積3,000m ² (を除外)	報告時点における以下の施工状況 ・土石の堆積(高さ・面積・土量) ・空地、柵、雨水その他の地表水を有効に排除する措置及び擁壁等の状況 ・前回報告時点からの新たな堆積及び除却された土石の土量 〔省令第50条、80条〕	

(崖面崩壊防止施設：崖面の崩壊を防止するための施設(擁壁を除外。)で崖面を覆うことにより崖の安定を保つことができるもの(鋼製の骨組みに栗石その他の資材が充填された構造の施設その他これに類する施設。)(政令第6条、省令第11条)(鋼製枠工、大型枠工、ジオテキスタイル補強土壁工)

【定期報告に係る提出書類】 [省令第48条、50条、78条、80条] (細則第16条、29条)

NO.	書類の名称	様 式	内 容	備 考
1	宅地造成又は特定盛土等に関する工事の定期報告書	細則第18号		・宅地造成又は特定盛土等の場合
	土石の堆積に関する工事の定期報告書	細則第19号		・土石の堆積の場合
2	写真		報告の時点における盛土、切土又は土石の堆積をしている土地、擁壁等の工事(出来形及び鉄筋コンクリート造の場合の配筋等)及びその付近の状況を撮影したものの	〔省令第48条、78条〕
3	工事進捗が確認できる図面等		申請時の提出図面で施工済の箇所を着色等し明示・写真の撮影方向を表示	〔省令第48条、78条〕

7 - 4 完了検査（確認）申請 [法第17条、36条]

許可を受けた者は、許可に係る工事の完了後、完了検査申請（土石の堆積の場合は確認申請）を行い、宅地造成又は特定盛土等に関する工事が許可の内容に適合していることを判定するための完了検査、又は土石の堆積に関する工事（堆積した全ての土石を除却するものに限る。）で堆積されていた全ての土石を除却が行われたどうかの確認を受ける必要があります。

【完了検査・確認申請に係る提出書類】

NO.	書類の名称	様式	内容	申請時期
1	宅地造成又は特定盛土等に関する工事の完了検査申請書	省令第九	宅地造成又は特定盛土等の場合	工事完了日から4日以内（初日不算入）
2	土石の堆積に関する工事の確認申請書	省令第十一	土石の堆積の場合	
3	工事の完了の概要が分かる写真		宅地造成、特定盛土等の場合 土石の堆積の場合	細則第15条、28条

7 - 5 工区の一部完了検査

宅地造成又は特定盛土等に関する許可に係る工事について、許可申請時に工区を分けた場合で、工事主からの一部完了検査申請に基づき、各工区の工事が許可の内容に適合していることを判定するための完了検査を行います。（細則第15条、28条）

【一部完了検査申請に係る提出書類】

NO.	書類の名称	様式	内容	申請時期
1	宅地造成等に関する工事の一部完了検査（確認）申請書	細則第15号	宅地造成、特定盛土等及び土石の堆積の場合	工事完了日から4日以内（初日不算入）
2	工区の完了の概要が分かる写真			細則第15条、28条

7 - 6 提出部数

「7 - 3」に係る各提出書類の提出部数は以下のとおりです。

なお、「7 - 2 1」、「7 - 4」、「7 - 5」に係る提出部数は、正1部です。

【申請書の提出部数】

区分	提出部数
正本	1部
副本	1部
合計	2部

7 - 7 検査・定期報告時の留意事項

検査・定期報告は、工事の施工全般に対して効率的かつ確実にいき、その実施に当たっては、特に、次の各事項に留意する必要があります。

- (1) 工事内容、堆積形状、出来形等について裏付けとなる関係図書を整備すること。
- (2) 写真の撮影に当たっては、工事着手前の状況及び工事中における構造物の床掘・型枠コンクリート等の施工状況、形状寸法などが確認できるように撮影すること。
- (3) 検査日の調整に当たっては、十分な期間を取って日程調整を行うこと。
- (4) 検査に当たっては、工事の責任者等工事内容を説明できる者が立ち会うこと。
- (5) 工事の途中において行う中間検査は、進捗状況、工程等を考慮して適切な時期に行うこと。
- (6) 土石の堆積の場合は、堆積した土石の運用状況を正確に報告し、計画から逸脱していないか確認できること。
- (7) 検査・定期報告の結果、不適当な箇所がある場合には、速やかに必要な対策を講じ、再度、検査・確認を受けること。